

# 「国家通信事業委員会布告」

## 日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

国家通信事業委員会布告

●インターネット・サービス許可書申請の原則と方法についての国家通信事業委員会布告

(前文省略)

第1項 施行適用

本布告の施行日前に制定された布告、規則もしくは合意は、その布告、規則もしくは合意が効力を失うまで、本布告で定めた原則及び要件に反しない、または齟齬をきたさない範囲で効力を有する。

第2項 施行日

本布告は官報告示日から施行する。[官報告示日は二〇〇五年六月二二日]

第3項 本布告において、

「インターネット」とは、コンピュータ・ネットワーク、及び／もしくは世界中のネットワークと繋がれ、かつインターネット・プロトコル (Internat Protocol または Transmission Control Protocol/Internet Protocol :TCP/IP) 標準を使ったデータ通信のある電子通信設備を意味する。

「インターネット・サービス・プロバイダー (プー・ハイ・ポリカーン・インターネット)」とは、個人、団体もしくは官民の組織であるサービス利用者に対し、何らかの接続を通じてインターネットにアクセスするサービス、及び関連サービスを提供する者を意味する。このときサービス利用者はサービス・プロバイダーとの間に事前にユーザー・アカウントを有していなければならない。

「委員会 (カナ・カマカーン)」とは、国家通信事業委員会を意味する。

「担当官 (チャオナーティー)」とは、国家通信事業委員会が委任した国家通信事業委員会事務局の職員を意味する。

第4項 インターネット・サービス許可書

インターネット・サービス許可書は以下のように三種ある。

4・1、第一種許可書。すなわち自己の通信ネットワークを有していない種類のインターネット・サービス・プロバイダー。例えばインターネット・サービス及び委員会が相当と判断したその他のサービスのプロバイダー。

4・2、第二種許可書。すなわち特定にグループに限定したサービスを目的とする事業、あるいは公正な自由競争または公共及び消費者の利益に重要な意義をもって影響しない事業である、自己のネットワークを有する、もしくは有さないインターネット・サービス・

プロバイダー。例えばライン・リース・サービス (Leased Line)、交換データ・サービス (Switched Data Service)、バンド幅サービス (Bandwidth Service)、データセンター・サービス (Data Center)、及び委員会が相当と判断したその他のサービスのプロバイダー。

4・3、第三種許可書。すなわち多数の一般人を対象にサービスを提供する目的を有する事業、もしくは公正な自由競争または公共及び消費者の利益に重要な意義をもって影響する事業である、自己のネットワークを有するインターネット・サービス・プロバイダー。例えば国際ゲートウェイ・サービス (International Gateway)、インターネット連絡サービス (Internet Exchange)、ブロードバンド・ネットワーク・サービス (Broadband Network Service)、統合デジタル・ネットワーク・サービス (Integrated Service Digital Network:ISDN)、ブロードバンド・ネットワーク・アクセス・サービス (Broadband Network Access Service)、国際サーキット・リース・サービス (International Private Leased Circuit:IPLC)、及び委員会が相当と判断したその他のサービスのプロバイダー。

自己の通信ネットワークを有する第二種及び第三種のインターネット・サービス許可書申請において、その事業が周波数、もしくは通信番号のような通信資源を使用しなければならない場合、許可書申請人は委員会が布告規定した特定基準に基づき周波数使用許可及びその通信資源の使用許可を得なければならない、通信事業法に基づきあまねくサービスを提供する義務責任下に置かれる。

第三種の国際ゲートウェイ・サービス (International Gateway)、国際サーキット・リース・サービス (International Private Leased Circuit:IPLC)、インターネット連絡サービス (Internet Exchange) の許可書申請においては、委員会がその都度定める期限及び要件の下に置かれる。

#### 第5項 許可の範囲

第4項に基づき一部以上の許可書取得が必要な事業を希望する者は、全ての許可書を申請しなければならない。ここに、複数の許可書申請があった場合、事後の検査のために各許可書ごとの事業運営帳簿を別々にしておく。

第4項に基づくインターネット・サービス許可書には、後に委員会が布告規定するまではインターネットを通じた音声サービス (Voice over Internet Protocol もしくは Internet Telephony) を含めない。

#### 第6項 許可書の期限

委員会の別段の判断がない限り、各許可書の期限は以下の通り。

- 6・1、第一種許可書は一年。
- 6・2、第二種許可書は五年以内。
- 6・3、第三種許可書は一〇年以内。

第一種許可書の延長の場合、旧許可書の期限が切れる日から一五日前に前もって許可書

延長を申請する。第二種及び第三種許可書の場合は旧許可書の期限が切れる日から三〇日以上前もって延長を申請する。

全ての種類の許可書取得者で事業中止を望む者は三〇日以上前もって委員会に届け出る。許可書の有効期間中に許可を得たサービスを提供することを望まない場合、許可書取得者は六〇日以上前もって委員会に文面でもって届け出る、このとき当該サービス提供停止前のサービス利用者のサービス利用に影響を与えないようにする経営管理計画も提出しなければならない。

#### 第7項 許可書申請人の資格

各種許可書の申請人は仏暦二五四四年通信事業法令で規定した資格とともに以下の追加資格も有していなければならない。

7・1、許可書申請人はタイの法律に基づき設立された法人格を有するか、タイの法律に基づき法人格の証明を受けてなければならない。

7・2、許可書の要件に反した運営により、かつて委員会から許可書の停止、廃止もしくは取消を受けたことがない。

7・3、裁判所の財産保全命令を受けた者、もしくは破産法に基づき事業更正手続き申請を受け、債権者または債権者が選出した第三者が元の取締役になり経営義務を果たす事由となった、あるいは破産手続きに入った者でない。あるいは裁判所の判決または命令に基づく強制執行に関連して民事訴訟法に基づく何らかの件により許可書取得者の財産に対する強制執行のため資産差し押さえの裁判所の判決及び命令を受けた者ではない。

7・4、許可書申請人の取締役、マネージャー、経営権限者である者は、情報データに係る法律、知的財産に係る法律に基づく犯罪、資金洗浄防止法に基づく犯罪、麻薬法に基づく犯罪、刑事法典に基づく性犯罪で裁判所の確定判決を受けたことがあってはならない。もしくは破産宣告または裁判所命令で財産保全処分を受けたことがあってはならない。

#### 第8項 許可書申請プロセス

許可書申請を望む者は以下のように手続きする。

8・1、委員会が本布告末尾に付した書式に基づく許可書申請書式に記入する。ここにはどの種類の許可書を申請するか示し、はっきりと事業遂行の形態もしくは種類を知らせなければならない。

8・2、第9項の内容に基づく申請書と諸証拠書類をすべて、その写し二部ずつとともに自ら担当官に提出する。あるいは受取証明郵便で送付する。

8・3、許可書申請人は申請書及び諸書類の提出日に、委員会が布告規定したレートに基づき手数料を払い込まなければならない。

8・4、委員会は許可書申請人に許可審査結果の通知書をもって通知し、許可書申請人は委員会から通知書を受け取った日から一四日以内に、委員会が布告規定したレートに基

づき許可書発行手数料及びその他の費用を支払う。支払いがなかった場合は許可書申請人が権利を放棄したものとみなす。

複数の許可書を申請する場合は別個に許可書申請手続きをとる。

#### 第9項 使用しなければならない証拠書類

仏暦二五四四年通信事業法令の第八条の規定下、インターネット・サービス許可書を申請したい者は国家通信事業委員会が審査するために以下の証拠書類を提出しなければならない。

9・1、委員会が本布告末尾に定めた書式に基づく全ての詳細を記入した申請書。

9・2、許可申請書提出時に投資計画もしくは資産額が一〇〇〇万バーツ超を有する第二種許可書申請人、及び第三種許可書申請人は、タイの法律に基づき設立された法人格を保証する、もしくはタイの法律に基づく法人格を保証された証拠書類に加え、以下の（a）（b）（c）及び（d）で定めた法人データ（コーポレート・プロフィール）に係る詳細を添付する。

##### （a）子会社に係る詳細

許可書申請人の会社が当該子会社の払込済み資本金の五〇%超の株式を直接または間接的に保有している場合、許可書申請人は事業許可書を取得したことがある、もしくは許可書申請中である、あるいは許可書申請人の会社に関係して事業を営む子会社の詳細を知らせなければならない。

##### （b）大株主及び持ち合い株主に係る詳細

許可書申請人は大株主、五%～一〇%の株式を保有する小株主を含めた株主構成、及び株主の通信事業に係る事業構造に加え、もしできれば株式持ち合い構造を知らせなければならない。

「大株主（プートゥーフン・ヤイ）」とは、許可書申請会社の払込済み資本金の一〇%超を合計で直接的間接的に保有する株主を意味する。ここに当該株式保有には関係者による保有も含む。

「株式持ち合い（ガントゥーフン・クワイ）」とは、事業グループ形成、もしくは会社、パートナーシップまたはその法人のグループ構造形成の目的をもって、特に持ち株会社の形態、あるいは経営、財務、管理方針を統御する義務を果たす会社、パートナーシップまたは法人を有するネットワーク型の事業構造により所有者や子会社間の関係把握を難しくしている、二社以上の会社、パートナーシップもしくはその他の法人が相互に株式を保有し合っていることを意味する。

##### （c）関係者に係る詳細

許可書申請人は以下の関係を有する個人もしくは法人の財務ポジションにおける他者との関係性を知らせなければならない。

（1）許可書申請会社がパートナーになっている普通パートナーシップもしくは法人パ

ートナーシップ。

(2) 許可書申請会社が無限責任パートナー、もしくは全資本の三〇%超を出資している有限責任パートナーとなっている有限パートナーシップ [合資会社]。

(3) 許可書申請会社もしくは(1)または(2)に基づくパートナーシップが合計で販売済み株式の三〇%超の株式を保有する株式会社もしくは公開株式会社。

(4) 許可書申請会社もしくは(1)または(2)に基づくパートナーシップ、あるいは(3)に基づく会社が合計で販売済み株式の三〇%超の株式を保有する株式会社もしくは公開株式会社。

(5) 許可書申請会社が代理人として運営権限を有する法人。

(d) 係累者に係る詳細

許可書申請人は以下の係累者の名及び詳細を示さなければならない。

(1) 経営者、及び大株主と親族関係にある経営者、会社の事業を統御または監督する権限を有する大株主、あるいは許可書申請会社または子会社の経営者または管理権限者に推挙された者に加え、当該人物の関係者及び親族。

(2) 許可書申請会社または子会社の以下の人物である大株主もしくは管理権限者。

(2・1) 経営者。

(2・2) 大株主。

(2・3) 管理権限者、監督権限者、もしくは代理人。

(2・4) 経営者、もしくは管理権限者、監督権限者、あるいは代理人に推挙された者。

(2・5) (a) から (d) までに基づく者の関係者および親族。

(3) 代理人であるみなされる者、もしくは重要な決定、方針策定、経営もしくは運営で(1)から(2)までに基づく者の影響下にあるとみなされる者、あるいは例えば顧問、連絡人または無権代理人といった同様の状態にあるその他の者。

9・3、許可書申請手続き委任書。

9・4、サービスの概要とサービスに使用するネットワーク配置 (ネットワーク・コンフィギュレーション) 及び様々なインターネット通信設備の詳細。

9・5、サービスに使用するネットワークの安全性及び信頼性維持の計画もしくは基準 (ネットワーク・セキュリティ・アンド・リライアビリティ・プラン)。

9・6、運営管理構造図式 (オーガニゼーション・チャート)。

9・7、許可書延長の場合は許可取得者の過去の財務面のポジション及び業績を送らせ、審査に加える。

9・8、第三種許可書申請人である場合、通信ネットワークとの接続もしくは利用、及びネットワーク接続もしくは利用ポイント (ポイント・オブ・インターコネクション) との接続もしくは利用についてはっきりと申請する。

委員会が審査のためデータもしくは詳細の追加を求めた場合、許可書申請人は委員会が定めたところに基づき追加のデータもしくは詳細を送付しなければならない。

#### 第10項 許可書発行の審査方法

10・1、担当官は第7項に基づく資格、及び第9項に基づく証拠書類が全て揃っているか検査する。

10・2、担当官は資格及び書類の検査結果について委員会に提出する。許可書申請人がすべての証拠書類を送付しなかった場合、担当官は全ての書類が正しく揃うまで委員会の審査に詳細を提出しない。

10・3、第二種及び第三種サービス許可書の申請である場合、担当官は六〇日以内に資格と詳細の検査結果を委員会に提出しなければならない。

10・4、委員会は審査を構成するデータ及び詳細を全て受け取ってから三〇日以内に審査し、その結果を許可書申請人に通知する。

10・5、許可書は委員会が許可した日から効力を有する。ここに担当官は委員会が布告規定したレートに基づき許可書申請人が手数料及びその他費用を支払った日から一五日以内に許可取得者に許可書を送付し、遅滞なく委員会に許可書送付結果について報告する。

#### 第11項 許可審査の原則

第4項に基づく第一種インターネット・サービス許可の審査において、委員会は原則として第7項に基づく資格と第9項に基づく証拠書類から審査する。中小企業振興法に基づく中小企業の形態を有する事業者である第一種許可書申請人が求めた場合、委員会は通信事業法で定めた要件に反しない限り、ケースごとに本布告で定めた一連の手続き、プロセス遵守について軽減することができる。

第二種及び第三種インターネット・サービス許可の審査において、委員会は第7項に基づく資格と第9項に基づく証拠書類とともに、事業の技術上の適正度、財務・経済上の適正度、国家通信事業マスタープランとの整合性、その他の情勢を加味して審査する。ここに必要かつ相当と認められれば委員会は許可書申請人が従わなければならない他の要件と方法を増補することができる。

#### 第12項 許可書延長

許可書の延長を望む者は取得した許可書の要件に違反したことがなく、第7項に基づく全ての資格を有し、かつ以下のように行動する。

12・1、第1種許可書の延長の場合は、元の許可書の期限が切れる日の一五日前に許可書延長申請する。第二種及び第三種許可書の場合は、元の許可書の期限が切れる日から三〇日以上前に延長申請する。このとき書式に全記入し、第7項に基づく証拠書類を添付するとともに委員会が布告規定したレートに基づき手数料を払い込む。

12・2、担当官は延長申請の証拠書類を委員会に提出する。

12・3、委員会は申請を受理した日から三〇日以内に承認、否認に関わらず許可書取

得者の許可書延長申請への返答を文面でなす。

12・4、第10項及び第11項を許可書延長の場合にも準用する。

### 第13項

インターネット・サービス許可書の停止、廃止、取消

委員会は以下の場合にインターネット・サービス許可書の停止、廃止、取消を検討する。

13・1、許可書取得者がサービス廃止を希望する場合。

13・2、許可書取得者が許可を得た以外のサービスを提供した場合、もしくは委員会に相当の事由を届け出ずに、委員会が布告規定した期間内に許可を得たサービスを開始しなかった場合、あるいは許可書取得者が定められた期間内に許可書手数料を支払わなかった場合。

13・3、国家安全保障、公益保護、公序良俗のために必要な場合。

13・4、許可書取得者が許可書の要件のいずれかの部分もしくは全部に違反し、国家通信事業委員会事務局から通知書を受け取った日から三〇日以内に是正しなかった場合。

13・5、許可書取得者が廃業した。もしくは清算手続きに入った。あるいは財産保全の裁判所命令があった。あるいは破産法に基づく事業更正手続きで債権者または債権者により任命された第三者が旧取締役に変わり経営義務を果たす事由となった。または破産手続きに入った。

13・6、許可書取得者、許可書取得者のマネージング・ダイレクター [カマカーン・プーチャッカーン]、マネージャー [プーチャッカーン]、もしくは経営権限者が裁判所の確定判決で通信事業法、電波通信法または消費者保護法に基づく犯罪を認定された。

13・7、許可書取得者が委員会及び事務局長の命令に相当の事由なく従わなかった。

13・8、委員会が相当と判断したその他の場合。

委員会は許可書取得者の許可書の停止、廃止または取消による全ての損害について責任を問われない。

本項の内容に基づき許可書の停止、廃止または取消があった場合、許可書取得者は委員会もしくは国家通信事業委員会事務局に対し補償金、損害賠償金またはその他の賠償金を要求することはできない。

仏暦二五四四年通信事業法令の第一五条第三段の規定下に、公益を保護しなければならない状況に合わせて、もしくは法律または情勢が変化した場合に委員会は許可書における要件を改定することができる。

### 第14項 競争のための方策

許可書取得者は以下の原則及び措置に従わなければならない。

14・1、二者以上の許可書取得者が事業合同もしくは事業パートナー会社になる必要、あるいは許可書取得者の一方がもう一方の許可書取得者の契約当事者に代わり管理監督ま

たは命令、あるいは行為をなす契約を結ぶ必要、あるいは公正な市場競争に反する、または反する可能性のある形態でもう一方の許可書取得者の商業上の秘密を知る必要がある場合、事前に委員会の承認を求めなければならない。

14・2、許可書取得者は許可書の期間中に取得した許可書に基づくサービスに影響を及ぼすような許可書内の権利を他者に譲渡してはならず、通信ネットワークの一部または全部を他者に許可または譲渡してはならない。ただし事前に委員会の承認を受けた場合はその限りではない。

14・3、許可書取得者は通信ネットワーク・サービスを実行しなければならず、許可を受けたサービスについて、サービス利用者及び自己の通信ネットワークへの接続者に対し、通常の商業インフラ上のサービスを例外なく提供する。

14・4、委員会もしくは委員会が任命した者が許可書取得者の事業コストを検査、評価できるようにするため、許可書取得者は許可書の期間中にわたって、一般に容認された会計標準に基づく検査に資するために、許可を受けたサービス提供の全て及び自己のその他の事業において、重要取引における全費用を会計システムに記録し、必要な書類を保管しなければならない。

14・5、同一の状況下において、許可書取得者はサービス利用者に対等に対応しなければならず、近似した状況を有するサービス利用者に対し同一の規定及び要件で許可を得たサービスを提供しなければならない。

14・6、許可書取得者は通信ネットワークもしくは許可書取得者が許可を得たサービス提供において、あるいは他者の通信サービスまたは通信設備において、委員会が公正な市場競争に重要な影響を及ぼす、もしくは重要な影響が及ぶと判断した行為をなしてはならない。ここに委員会が当該影響を及ぼすと判断する行為には以下の行為も含める。

(a) 他の許可書取得者の競争状況に影響を及ぼすことを知りながら他者と契約を結ぶ、または他の合意をなす、あるいは協力する。

(b) インターネット・サービスもしくは通信設備について、公正な市場競争を損なう、妨げる、弱める、またはそれに反する、あるいは新たな事業者の市場参入を妨害する形態をもってサービス料金または手数料に係る他者との契約もしくは合意をなす。

(c) 他の許可書取得者もしくは自己の子会社またはグループ会社ではない他者に商品もしくはサービスを売らないよう共謀する。

(d) 許可書取得者の、もしくは自己の株主である個人または法人の製品もしくはサービスと競合する製品もしくはサービス販売に競争相手がアクセスできないように、または道を開かないように、一人または複数人で画策する。

(e) 地理的エリアの分割により、もしくは委員会がマーケティング分担合意と判断した他の方法で市場を分割する、あるいは不正な市場秩序構築に合意することでマーケティングを分担するために、他の通信設備に係る通信事業者もしくはサービス事業者と契約または合意する。

(f) 委員会が他の許可書取得者が著しく競走上の不利を被っている、もしくは重要な競争状態の衰退、あるいは新たな事業者の市場参入の妨害と判断した不適正な特別権利の提供、もしくはグループ企業からの公正でない利益享受、あるいは公正な市場競争に影響を及ぼす選択。

14・7、委員会が今後追加して布告規定する競争に係るその他の原則もしくは措置。

#### 第15項 社会のための措置

インターネット・サービス許可書取得者は、サービス利用者がインターネット・ネットワークを不正に利用しないよう、もしくは公序良俗に反するデータを公開しないよう注意し、良き理解構築と創造のためにインターネット利用にあたっての倫理を振興する官民の機関を支援する。

#### 経過規定

#### 第16項

仏暦二五四〇年タイ王国憲法の第三三五条(二)、仏暦二五四三年周波数割当機関及びラジオ・テレビ・通信事業監督法令の第七八条、及び仏暦二五四四年通信事業法令の第七九条、第八〇条、第八一条に基づく保護を受けているインターネット・サービス提供者は、インターネット・サービス提供の権利を継続して有する。仏暦二五四四年通信事業法令の施行日前の合法的な契約もしくは合意は、その契約もしくは合意が効力を失うまで本布告に定めた監督の原則及び要件下に置かれる。ここに当該契約もしくは合意の期間満了日前に許可書を申請する意図を有するインターネット・サービス事業者の権利はこれを奪わない。

#### 第17項

すでにサービスを提供し、旧合意もしくは旧契約が満了した後もサービスを継続したい第16項に基づくインターネット・サービス事業者は、契約満了日から三〇日以内に許可書取得申請書を提出しなければならない。このとき第7・2項(a)～(d)に基づく詳細を提出する必要はないが、代わりにタイ国通信公団(CAT公開株式会社)となした事業に係る詳細を示す書類を全て提出する。当該期間中において、申請書を提出した者は事業許可書を取得したと同様の権利を有する。

第一段の内容に基づき発行された許可書は許可書取得日から九〇日以内の効力を有する。

#### 第18項

タイ国通信公団(CAT公開株式会社)との間で許可、事業権、もしくは契約を仏暦二五四四年通信事業法令に基づく許可書取得に変更することで合意した第16項の内容に基

づくインターネット・サービス事業者は、当該契約の変更合意日から三〇日以内に許可書取得申請書を提出しなければならない。このとき本布告に基づく監督原則及び要件に反しない限りにおいて、その許可、事業権、契約の残り期間、当事者が合意したサービス範囲に従い事業を営む権利を得る。

第17項に基づく内容を第一段の内容に基づくインターネット・サービス事業者にも準用する。

仏暦二五四八年六月二〇日布告

チューチャート・プロムプラシット大将  
国家通信事業委員会委員長

●インターネット・サービス許可書手数料についての国家通信事業委員会布告

(前文省略)

第1項 施行日

本布告は官報告示日から施行する。[官報告示日は〇五年六月二二日]

第2項

インターネット・サービス許可書手数料は以下の項目とレートからなる。

2・1、第一種許可書

- (a) 手数料 5000バーツ
- (b) 許可書作成及び送付料 1000バーツ
- (c) 許可書謄本作成料 一部につき500バーツ
- (d) 初年度許可料 2万5000バーツ
- (e) 翌年度以降許可料 2万バーツ

2・2、第二種許可書

- (a) 手数料 1万バーツ
- (b) 許可書作成及び送付料 1000バーツ
- (c) 許可書謄本作成料 一部につき500バーツ
- (d) 初回許可料 25万バーツ
- (e) 年次許可料 費用差し引き前収入の3%

2・3、第三種許可書

- (a) 手数料 1万バーツ
- (b) 許可書作成及び送付料 1000バーツ

(c) 許可書謄本作成料 一部につき500バーツ

(d) 初回許可料 50万バーツ

(e) 年次許可料 費用差し引き前収入の5%

第一段の内容に基づく許可書手数料は委員会が後に改定増補の布告を制定する。

第2・2項(e)及び第2・3項(e)に基づく年次許可料について、インターネット・サービス許可書取得者は会計監査人が法律に基づき会計を保証してから30日以内に国家通信事業委員会事務局に支払う。

### 第3項

国家通信事業委員会事務局はその他の種類の通信事業許可書手数料とは分離して、一般に保証されている会計基準に基づきインターネット・サービス許可書手数料会計システムを構築する。

国家通信事業委員会事務局は準備ができれば電子的方法によるインターネット・サービス許可書手数料の徴収システムを構築する。ここに委員会が布告規定した原則及び方法に従う。

### 第4項

国家通信事業委員会事務局はインターネット・サービス許可書発行に係る収入及び支出を六ヶ月ごとに国家通信事業委員会に報告する。

仏暦二五四八年六月二〇日布告

チューチャート・プロムブラシット大将

国家通信事業委員会委員長

●インターネット・サービス許可書取得者の通信ネットワーク使用もしくは接続の原則及び方法についての国家通信事業委員会布告

(前文省略)

### 第1項

本布告の施行日前に、仏暦二四七七年電信電話法令、仏暦二四九七年タイ国電話公団法令、及び仏暦二五一九年タイ国通信公団法令に基づきなされた一連の布告、規則もしくは合意は、本布告が規定した原則及び要件に反しない限りにおいて、かつ国家通信事業委員会追加の布告規定によりその布告、規則もしくは合意が効力を失うまで効力を有する。

## 第2項 施行日

本布告は官報告示日より施行する。[官報告示日は〇五年六月二二日]

## 第3項

通信ネットワークを有する許可書取得者は、仏暦二五四四年通信事業法令及び本布告に基づき定められた原則に従い、インターネット・サービス許可書取得者に自己の通信ネットワークに接続させる、もしくは使用させる義務を有する。

通信ネットワーク供用拒否は以下の場合にのみ、それをなすことができる。

3・1、インターネット・サービス許可書取得者に通信ネットワークを供用するには不十分なネットワークである。

3・2、技術上の問題があり、通信ネットワークの使用により通信事業の障害になる、もしくは通信妨害の事由になる。

3・3、国家通信事業委員会から通信ネットワークの使用停止の通知を受けた。

3・4、国家通信事業委員会が今後追加するその他の場合。

ネットワーク使用もしくは接続代金の徴収は、通信ネットワークを有する許可書取得者及び通信ネットワーク使用または接続を求める者にとって適正かつ公正でなければならず、通信ネットワーク使用または接続を求める者全てにとって平等でなければならない。

## 第4項

インターネット・サービスに使用する、もしくは使用しようとする通信ネットワークを有する仏暦二五四四年通信事業法令に規定されたところに基づく通信事業者は、自己の通信ネットワーク接続もしくは使用に係る技術上の提案の詳細及び適正な自己の通信ネットワーク使用もしくは接続料金レートの提案の詳細を作成する。このとき特に国内接続レベルにおける、電話線（パブリック・スイッチド・テレフォン・ネットワーク）、デジタル統合通信システム（インテグレートッド・サービス・デジタル・ネットワーク）、大規模ネットワークシステム（メトロポリタン・エリア・ネットワーク）、恒久バーチャル・サーキット（パーマネント・ヴァーチャル・サーキット）、及び外国のゲートウェイに達するための国際間リース・サーキット及び国外接続（インターナショナル・ゲートウェイ）を通じたインターネット・サービスに係る部分での適正なレートとする。提案は承認を求め国家通信事業委員会に提出する。

## 第5項

第4項の内容に基づく適正な通信ネットワーク使用もしくは接続料金レートは、インターネット・サービスで使用するネットワークの部分のみの投資コスト計算の上に設定されなければならない。インターネット・サービスに直接関係しない他の費用を計算に加えてはならない。

#### 第6項

国家通信事業委員会が第4項の内容に基づく技術上の提案の詳細もしくは通信ネットワーク使用または接続料金レートの提案を適正でない、またはレートが高過ぎサービス利用者のサービス料金に影響を及ぼす、あるいは市場競争を妨害する、公正な競争に利さないと判断した場合、委員会は必要に応じて通信ネットワークを有する者を召喚し、当該通信ネットワーク使用もしくは接続における技術上の提案または料金レートについて証明させる、証拠、書類を提出させる、事由及び必要性を説明させることができる。

第一段に基づく通信ネットワーク使用もしくは接続の技術上の詳細または料金レートを定めるための検討において、相当と判断すれば、委員会は有識者もしくは第三者の意見を聴取する、あるいは関係者から意見を聴取することができる。

委員会が審査のためのデータを十分に得た時、委員会は自己の通信ネットワークを有する者が提出した証拠もしくは書類が適正かどうかを判断する。ここに委員会の審査は、サービス提供者が第一段に基づき証拠または書類を提出した日から三〇日以内に、あるいは委員会が第二段に基づく手続きをとった日から一五日以内に終わらせなければならない。

#### 第7項

委員会は第6項第三段の内容に基づく審査を終えた時、以下の命令を下す。

7・1、通信ネットワーク使用もしくは接続の技術上の提案、または料金レートの採用の告示を承認する。

7・2、通信ネットワーク使用もしくは接続の技術上の提案、または料金レートの変更を命じる。

7・3、委員会が相当と判断した通信ネットワーク使用もしくは接続料金レートの暫定的採用を命じ、適正な通信ネットワーク使用もしくは接続料金レートの評価及び変更のためのデータを集める。

#### 第8項

委員会が承認した通信ネットワーク使用もしくは接続料金レートは全てのインターネット・サービス許可書取得者に同じく適用し、サービス提供者間で差別をしてはならない。

#### 第9項

通信ネットワークの所有者である許可書取得者は通信ネットワーク使用もしくは接続に係る契約の写しを、契約調印日から一〇日以内に委員会に送付する。委員会が当該契約の規定が仏暦二五四四年通信事業法令の第二七条に従っていないと判断した場合、委員会は期限内の修正を命じる権限を有する。通信ネットワークの所有者である許可書取得者が委員会が定めた契約の修正に承諾しない場合は、当該命令を受けた日から一五日以内に委員

会に対し異議を申し立てる。ここに委員会の決定は最終的なものとする。ただしネットワーク使用もしくは接続を求める者が契約の修正を承諾しない場合は当該契約は無効とする。

経済もしくは社会が変化し、もしくは契約に定めた通信ネットワーク使用もしくは接続料金レートが不適當になる事由があり、許可書取得者間に有利不利が生じ、いずれかの者が不当な負担を強いられる場合、契約当事者である許可書取得者は当該料金レートの変更を委員会に求めることができる。委員会は許可にあたってサービス利用者への影響を考慮する。

#### 第10項

通信ネットワークの所有者である許可書取得者は通信ネットワーク使用もしくは接続契約を一般に公開する。

#### 経過規定

#### 第11項

本布告の施行日から七日以内に、CAT公開株式会社及びTOT公開株式会社は通信ネットワーク使用もしくは接続の技術的提案もしくは料金レートを委員会に提出する。

CAT公開株式会社及びTOT公開株式会社が第一段に基づく期間内に提出できない場合は、インターネット・サービス許可書取得者から通信ネットワーク使用もしくは接続料金を徴収することを禁じる。

仏曆二五四八年六月二〇日布告

チューチャート・プロムブラシット大将

国家通信事業委員会委員長

●通信事業許可書を取得しなければならない通信事業の形態と種類についての国家通信事業委員会布告

(前文省略)

#### 第1項

第三種許可書を取得しなければならない通信事業の形態及び種類には以下がある。

1・1、以下のサービス形態を有する使用への賃貸のために自己の通信ネットワークを有する通信事業。

1・1・1、多数の一般人に対するサービスを目的とする通信サービス。

- 1・1・2、公正な自由競争に対し重要な影響を与えるような通信サービス。もしくは
  - 1・1・3、公益に影響を与えるような通信サービス。もしくは
  - 1・1・4、特別に消費者保護が必要な通信サービス。もしくは
  - 1・1・5、特定グループに限定したサービスを目的とし、かつ公正な自由競争に重要な影響を与えるような通信サービス。もしくは
  - 1・1・6、特定グループに限定したサービスを目的とし、かつ公益に影響を与えるような通信サービス。もしくは
  - 1・1・7、特定グループに限定したサービスを目的とし、かつ特別に消費者保護が必要な通信サービス。
- 1・2、使用賃貸のために自己の通信ネットワークを有し、かつ以下のサービス形態を有する通信サービス。
- 1・2・1、第1・1項における目的と影響を有する通信ネットワークの使用賃貸の場合。
  - 1・2・2、第1・1項における目的と影響に基づく自己の通信ネットワーク使用によって通信サービスをする場合。
- ここに、第三種許可書に基づく通信ネットワーク及び通信サービスは本布告末尾のAカテゴリーに例示する。

## 第2項

第二種許可書を取得しなければならない通信事業の形態と種類には以下がある。

- 2・1、以下のサービス形態を有する使用への賃貸のために自己の通信ネットワークを有する通信事業。
    - 2・1・1、特定グループを対象とする目的を有する通信サービス。もしくは
    - 2・1・2、公正な自由競争に重要な影響を及ぼさない通信サービス。もしくは
    - 2・1・3、公益及び消費者に影響を及ぼさない通信サービス。
  - 2・2、以下のサービス形態を有する使用賃貸と通信サービスのために自己の通信ネットワークを有する通信事業。
    - 2・2・1、特定グループへのサービスを目的とする通信サービス。もしくは
    - 2・2・2、公正な自由競争に重要な影響を及ぼさない通信サービス。もしくは
    - 2・2・3、公益及び消費者に影響を及ぼさない通信サービス。
  - 2・3、以下のサービス形態を有する自己の通信ネットワークをもたない通信事業。
    - 2・3・1、特定グループに限定したサービスを目的とする通信サービス。もしくは
    - 2・3・2、公正な自由競争に重要な影響を及ぼさない通信サービス。もしくは
    - 2・3・3、公益及び消費者に影響を及ぼさない通信サービス。
- ここに、第二種許可書に基づく通信ネットワーク及び通信サービスは本布告末尾のBカテゴリーに例示する。

### 第3項

第一種許可書を取得しなければならない通信事業の形態と種類には以下がある。

自己の通信ネットワークを持たない通信事業は、自由なサービスを相当とし、第三種許可書もしくは第二種許可書を取得しなければならない通信事業の形態及び種類には該当しない。

ここに、第一種許可書に基づく通信サービスは本布告末尾のCカテゴリーに例示する。

### 第4項

通信事業許可書を取得しなくてもよい通信事業は本布告末尾のDカテゴリーに例示する。

### 第5項

環境が変化し、公正な自由競争に重要な影響を及ぼすおそれがある、もしくは公益及び消費者に影響を及ぼすおそれがある、あるいは特別に消費者を保護する必要がある場合、あるいは監督政策の変更が相当と判断した場合、国家通信事業委員会は各種の通信事業許可書を取得しなければならない通信サービスの変更を布告することができる。

### 第6項

本布告は官報告示日より施行する。[官報告示日は二〇〇五年八月三日]

仏暦二五四八年八月二日布告

チューチャート・プロムブラシット大将

国家通信事業委員会委員長

## ●末尾リスト

### Aカテゴリー

第三種許可書が必要な通信ネットワークの例

- (1) 有線通信ネットワーク
  - (1・1) 銅線ネットワーク
  - (1・2) 光ファイバーネットワーク
  - (1・3) 海底ケーブルネットワーク
  - (1・4) 電力線ネットワーク
- (2) 無線通信ネットワーク
  - (2・1) 衛星通信ネットワーク

(2・2) 地上波ネットワーク (Terrestrial Radio Waves Network)

(2・3) 光線ネットワーク (Photnic Network)

(2・4) その他の電磁波ネットワーク

(3) その他のシステムのネットワーク

第三種許可書が必要な通信サービスの例

(1) 固定電話サービス

(2) 統合デジタルサービス (I S D N)

(3) 携帯電話サービス

(4) 公共パケットスイッチサービス

(5) 航海・航空事業における公共無線通信サービス

(6) グループ限定無線通信サービス (Public Trunked Radio Service)

(7) 移動データサービス (Public Mobile Data Service)

(8) ブロードバンド・マルチメディア・サービス

(9) 地上地域接続サービス (Terrestrial Link Service)

(10) 衛星アップリンク／ダウンリンク・サービス

(11) 多数の一般人に対するサービスのための自己のネットワーク基地を有する小口径アンテナを使った衛星通信サービス (V S A T)

(12) 多数の一般人に対するサービスのための自己のネットワーク基地を有する衛星を通じたインターネット・サービス

## B カテゴリー

第二種許可書が必要な通信ネットワークの例

A カテゴリーに基づく通信ネットワークで、特定グループに限定したサービスの目的を有する、もしくは公正な自由競争に重要な影響を及ぼさない、あるいは公益及び消費者に影響を及ぼさない通信ネットワーク使用賃貸もしくは通信サービス。

第二種許可書が必要な通信サービスの例

(1) A カテゴリーに基づく通信サービスで、特定グループに限定したサービスの目的を有する、もしくは公正な自由競争に重要な影響を及ぼさない、あるいは公益及び消費者に影響を及ぼさない通信サービス。

(2) コールバック／コール・リオリジネーション・サービス。

## C カテゴリー

第一種許可書が必要な通信サービスの例

(1) 第一種インターネットサービス (インターネット・アクセス・サービス)

(2) オーディオテキスト・サービス

(3) 固定電話サービス・リセール

- (4) 記憶及び送信容量付加価値サービス
- (5) プリペイド電話サービス (パブリック・チェーン・ペイフォン・サービス)
- (6) 国際電話カードサービス

D カテゴリー

通信事業許可書を必要としない通信サービスの例

- (1) 卓上携帯電話サービス
  - (2) 住居、商店などのコイン式固定電話サービス
- (おわり)